# 群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱に係る 消費税仕入税額控除の取扱要領

## 1 消費税の仕入控除税額に係る運用方法

## (1) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

補助事業者が次のアからカに掲げる者に該当する場合、消費税及び地方消費税等相 当額(以下「消費税等相当額」という。)を除外することに伴い、自己負担額が増加 する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念される。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業 終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることに より、消費税等相当額を含む額で交付決定を行うことができるものとする。

## ア 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

#### 【確認事項】

納税義務者でないこと

#### イ 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間(個人事業者:暦年、法人:事業年度)の基準期間(個人事業主:その年の前々年、法人:その事業年度の前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

# 【確認事項】

- ① 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること
- ② 課税事業者を選択していないこと
- ③ 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと
- ④ 特定期間(個人事業者:前年1月1日~6月30 日、法人:原則として直前期の上半期)における課税売上高が1,000万円を超えないこと

# ウ 消費税法第37 条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特 例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

#### 【確認事項】

- ① 課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること
- ② 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- ③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- ④ 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

エ 消費税法第60 条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表3に掲げる法人(特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、社会医療法人、宗教法人等を含む)に該当すること。

#### 【確認事項】

- ① 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること
- ② 特定収入割合が5%以下になった場合、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと
- オ 消費税法第60 条第6項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕 入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

#### 【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

カ 上記アからオに掲げる者以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税 額の報告及び返還を選択する者

#### 【確認事項】

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税等仕入控除税額の報告を行うこと

- (2) 補助対象経費から消費税相当額を除外する場合
  - (1) の規定に関わらず、事務の煩雑化を回避する観点から、補助対象経費から消費税等相当額を除外した額で補助金の申請をすることができる。この場合、次に掲げる計算方法により、あらかじめ補助対象経費から消費税等相当額を除外した補助金額を算定し、交付決定を行うものとする。

## ア 事業費等

- (ア) 事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に 100/108 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。
- (イ)事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税 額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことがで きる。

#### 2 事業者への周知

補助金の募集に際し、別紙を補助事業者あて通知するとともに、収支決算書に経費の詳細を記載させるほか、補助対象経費に消費税等相当額を含むか否かも明示させる。

# 3 その他

- (1) この要領は、消費税法等の規定が改定された場合には、適宜見直しを行うものとする。
- (2) この要領は、県及び補助事業者双方の事務の簡素化に資する場合に適用すべきものであり、消費税の仕入控除税額の報告が必要な場合には、群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱の規定に基づき適切に手続きを行うこと。

#### 附則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

# 群馬県子どもの居場所づくり応援地域の結婚応援事業費補助金に 係る消費税の取扱いについて

以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税及び地方消費税額(以下、「消費税」という。)を補助対象経費に含めて、補助金額を算定して差し支えありません。なお、補助金申請額に消費税額を含んでいる場合、補助金にかかる仕入控除税額が確定(ゼロ円の場合も含む)した場合には、群馬県子どもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱に基づき、消費税額の確定に伴う報告書(様式第9号)の提出が必要となりますので、御承知おきください。

※消費税を補助対象経費に含めて算定してよい事業者

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④ 国又は地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消税法別表 第3に掲げる法人(特例民法法人並びに一般社団法人・一般財法人及び公益社団 法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、社会療法人、宗教法人等)の補 助事業者
- ⑤ 課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控税額確定 後の返還を選択する補助事業者

ただし、当該報告書の提出及びこれに伴う補助金の一部返還等、煩雑な事務手続回避するために、補助金申請額の算定段階等において、補助対象経費から消費税 を除外して算定していただいてもかまいません。